

総社市建築物耐震改修促進計画



令和 8 年 3 月

総社市

目次

はじめに

- 1 計画の背景等 1
- 2 計画の位置付け 2
- 3 計画の目的等 3

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 想定される地震の規模、想定される被害の状況 6
- 2 耐震化の現状と目標 12

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 基本的な取組方針 13
- 2 助成制度等の支援策の概要 13
- 3 耐震改修の実施を促すための環境整備 14
- 4 地震時の総合的な安全対策に関する事項 15
- 5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項 17
- 6 地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項 . . . 18
- 7 地震に伴う崖崩れ等による建築物被害の軽減対策に関する事項 18

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 家庭・地域への普及対策 19
- 2 地震ハザードマップの作成・公表 19
- 3 相談体制の整備及び情報提供の充実 19
- 4 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会等の開催 20
- 5 リフォームにあわせた耐震改修の誘導 20
- 6 耐震性能の高い建築物の整備促進、地震保険の普及啓発 20
- 7 耐震化のさらなる促進に向けた対応 20

第4章 耐震改修促進法及び建築基準法による指導、勧告等の実施

- 1 耐震改修促進法に基づく指導等の実施 22
- 2 建築基準法に基づく指導、助言、勧告又は命令の実施 23
- 3 耐震改修促進法に基づく計画の認定等の実施 23

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 計画推進のための体制 25
- 2 関係団体との連携 25
- 3 その他 25

別紙

- 別紙1 特定建築物一覧表 26
- 別紙2 災害に強い官公庁施設づくりガイドライン（抜粋） 27
- 別紙3 総社市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム 28
- 別紙4 総社市建築物耐震改修促進計画における別途定める事項 29

はじめに

1 計画の背景等

(1) 計画の背景

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い生命が奪われました。このうち地震による直接的な死者は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものであったとされています。

国は、この教訓を踏まえ、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（以下「耐震改修促進法」という。）を平成7年10月に公布し、同年12月に施行しました。

しかし近年、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成20年6月の岩手・宮城県内陸地震、平成28年4月の熊本地震、平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震、令和4年3月の福島県沖地震など大地震が頻発しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。また、令和6年1月の能登半島地震においては、耐震化率が低い地域で多くの住宅が倒壊する等の被害が生じました。

このように、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況であり、また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されており、本市においても甚大な被害をもたらすことが想定されています。

本市では、平成17年11月に改正（平成18年1月施行）された耐震改修促進法の規定に基づき、平成20年3月に「総社市耐震改修促進計画」を策定しました。その後、平成25年5月の同法改正（平成25年11月施行）を受け、平成28年3月に本計画を改定し、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震診断の義務付けや、更なる耐震診断等の促進を図るための施策等を定めました。また、令和3年3月に耐震化緊急促進アクションプログラムを策定する改定を行い、令和7年度を目標年次として住宅・建築物の耐震化の取組みを進めてきました。

(2) 建築物の耐震化の必要性

大地震の発生を阻止することは困難ですが、大地震による人的、経済的被害を軽減することは可能です。

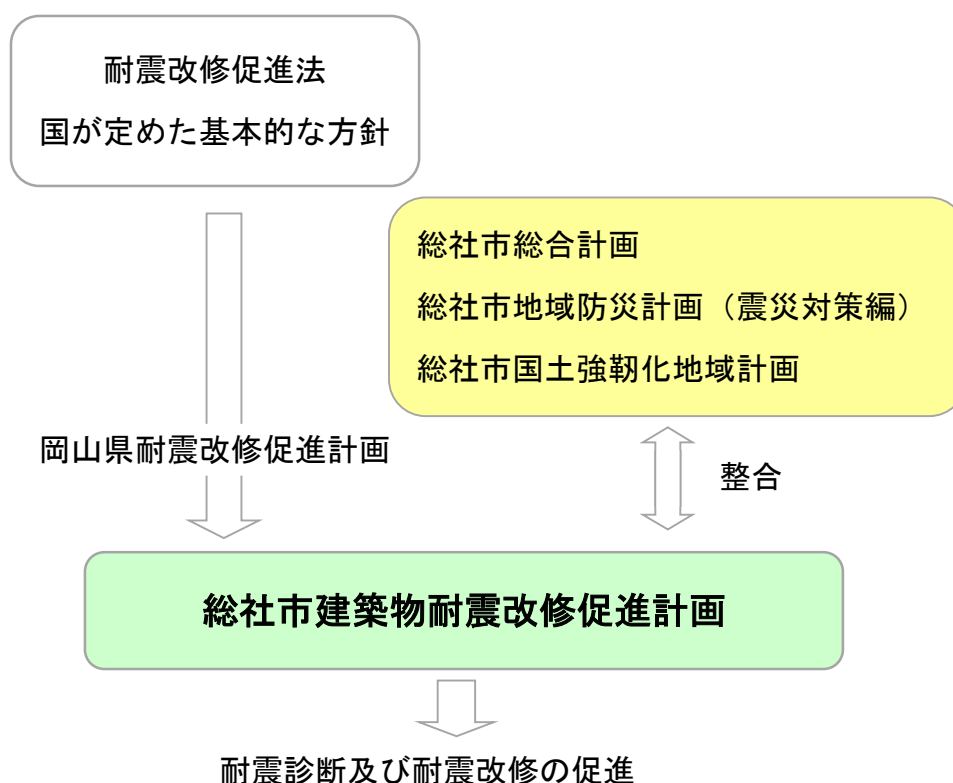
とりわけ、建築物の倒壊等の被害は、その倒壊等が人的被害を引き起こすだけでなく、①火災の発生、②多数の避難者の発生、③救助活動の妨げ、④がれきや廃材の大量発生等の、被害拡大及び事後対策の増大の要因であることが判明しています。

建築物の耐震化などの地震防災対策の充実・促進が何よりも重要であるという理由がここにあります。

2 計画の位置付け

本計画は、「総社市総合計画」、「総社市地域防災計画（震災対策編）」、「総社市国土強靱化地域計画」を上位計画として、「耐震改修促進法」及び国が策定した「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「国が定めた基本的な方針」という。）」に基づき、総社市における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画として策定するものです。

なお、耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策については、岡山県が策定した「岡山県耐震改修促進計画」を指針として、本市における具体的な取組を計画しています。



3 計画の目的等

(1) 計画の目的

本計画は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることによって、地震による人的被害及び経済的被害を軽減することを目的とします。

国が定めた基本的な方針では、国土強靱化基本計画及び防災基本計画、南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画における建築物の耐震化の位置づけを踏まえ、住宅については令和17年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標に掲げています。

本計画では、前述の上位計画や国が掲げる耐震化の目標並びに市内で想定される地震規模・被害状況及び耐震化の現状等を踏まえて、住宅・建築物等の所有者等が、自らの問題として、また、地域の問題として意識し、地震防災対策に取り組むための目標を定めるとともに、市が、このような所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築等の必要な施策を示し、もって耐震化の促進を図ることとします。

(2) 計画期間

平成17年の耐震改修促進法の改正を受け、平成19年度に本計画（目標年次：平成27年度）を策定し、これまで、平成28年3月（目標年次：令和2年度）、令和3年3月（目標年次：令和7年度）と二度の改定を行い、市内全域の建築物の耐震診断と耐震改修の促進に取り組んできました。

この度、さらに本計画を見直し、令和12年度を目標年次とした令和8年度から5年間の建築物の耐震化に向けた取組方針を定めます。計画期間は、国が定めた基本的な方針および岡山県耐震改修促進計画の目標年次が令和12年度であることを踏まえて設定しています。

なお、本計画については、耐震化の進捗状況、事業進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて耐震化の目標等の見直しを行います。

H19~27年度
(当初策定)

H28~R2年度
(改定)

R3~R7年度
(改定)

R8~12年度
(改定)

計画期間(9年)	(5年)	(5年)	(5年)
----------	------	------	------

(3) 耐震化を図る建築物

市では、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない全ての「耐震強度が不足する建築物」の耐震化を促進します。

特に、昭和56年5月31日以前に着工した、次に掲げる建築物の耐震化に取り組みます。

ア) 住宅

住宅は、人生の大半を過ごす、欠くことのできない生活の基盤であり、市民の生命、身体及び財産を守ることはもとより、災害発生時における道路の通行確保、救助活動、応急復旧活動の迅速化の観点からもその耐震化を積極的に促進します。

イ) 特定建築物^{※1}

本計画においては、耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物と用途・規模要件が同じである全ての建築物を「特定建築物」とします。

特定建築物は、市の庁舎等の防災上重要な建築物や、学校、事務所等の多数の者が利用する建築物等、次に掲げるものであり、地震により倒壊等の被害を受けた場合の社会的影響が著しく大きいことから、強力に耐震化を促進します。

(ア) 多数の者が利用する建築物

(イ) 地震発生時に倒壊等により多大な被害につながるおそれがある危険物を取り扱う建築物

(ウ) 地震発生時に倒壊した場合、通行を確保すべき道路を閉塞させることとなる沿道の建築物

ウ) 防災拠点となる公共建築物

地震時において災害応急対策活動の中心となる施設や避難所等の防災拠点となる公共建築物について、重点的に耐震化に取り組みます。

整備にあたっては、大規模地震後に機能継続が可能となるよう、「災害に強い官公庁施設づくりガイドライン」^{※2}及び「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」を活用するものとし、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に係る岡山県の適用方針」^{※2}により、より高い耐震安全性を確保します。

エ) 要緊急安全確認大規模建築物^{※3}

耐震改修促進法の改正（平成25年11月施行）により、病院、店舗、ホテルなどの不特定多数の者が利用する建築物、学校、老人ホームなどの避難に配慮を要する方が利用する建築物及び危険物を一定量以上貯蔵または処理している貯蔵場等のうち大規模なものについては、平成27年末までに耐震診断結果を報告することが義務付けられ、その結果を所管行政庁が公表することとされています。

市では、平成29年3月に耐震診断結果を公表しており、指導・助言等を適切に行い、要緊急安全確認大規模建築物の耐震化を促進します。

オ) 要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第7条）

都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された下記建築物は、所管行政庁が定めた期限までに耐震診断結果を報告することが義務付けられ、その結果を所管行政庁が公表することとされています。

（ア）大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物（法第7条第1号）

（イ）耐震診断を行わせ、耐震改修の促進を図ることが必要な、相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路等の沿道建築物及びこれに附属する組積造の塀（法第7条第2号（令第4条第1号の建築物、同条第2号の組積造の塀））

（※ア、イを総称して「要安全確認計画記載建築物」という。）

要安全確認計画記載建築物については、本計画の第2章に記載し、これらの建築物の耐震化についても促進します。

※1 特定建築物：別紙1参照（耐震改修促進法第14条第1号から3号の建築物）

※2 災害に強い官公庁施設づくりガイドライン(抜粋)：別紙2参照

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に係る岡山県の適用方針：別紙2参照

※3 要緊急安全確認大規模建築物：別紙1参照（耐震改修促進法附則第3条第1項の建築物）

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

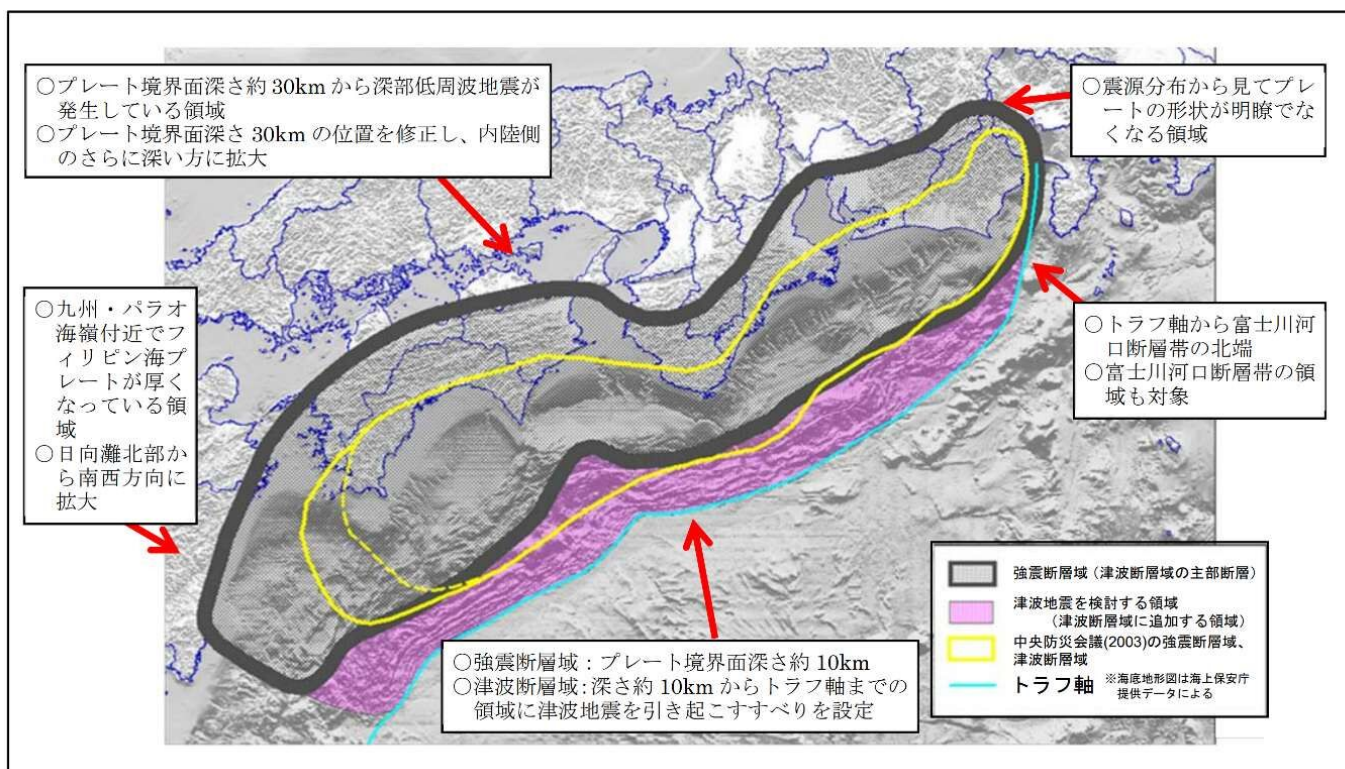
県内に大きな被害をもたらすことが想定される大規模な地震として、南海トラフを震源とする地震（南海トラフ巨大地震）、断層を震源とする地震（断層型地震）があります。想定される地震の規模、想定される被害の状況は以下のとおりです。

※被害想定は、岡山県が国の「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」で示された最新の科学的知見や、岡山県独自の最新データ等を反映して、過去に実施した南海トラフ巨大地震及び断層型地震の被害想定を見直し令和8年2月に想定したものです。

(1) 南海トラフ巨大地震

ア) 想定される地震の規模

【南海トラフ巨大地震の想定震源域】



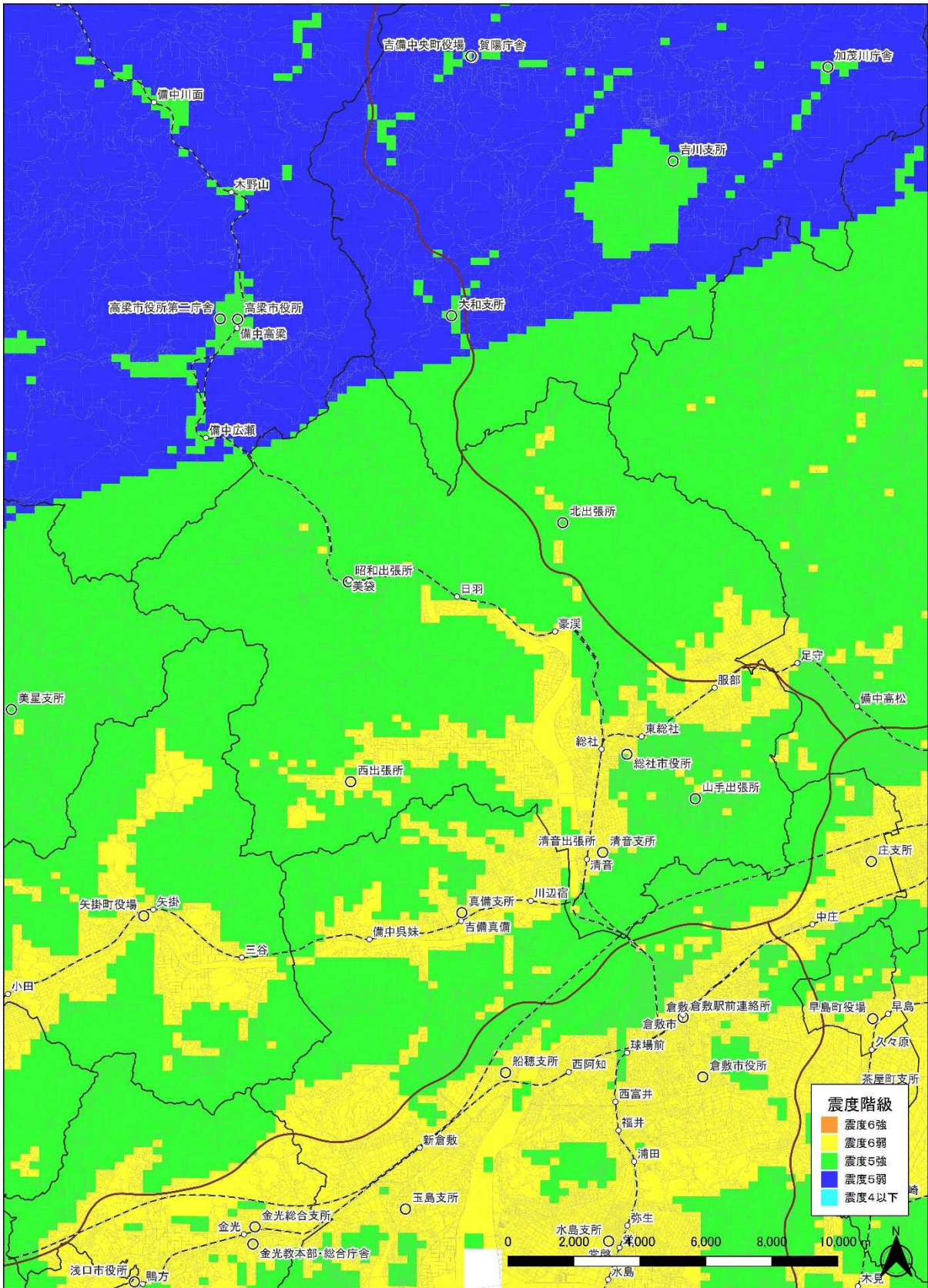
南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会 地震モデル報告書（令和7年3月31日公表）より抜粋

想定される地震の規模【岡山県想定】

震度6強	岡山市（南区）、倉敷市	2市
震度6弱	岡山市（北区、中区、東区）、玉野市、笠岡市、井原市、 総社市 、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町	9市4町
震度5強	津山市、高梁市、新見市、真庭市、美作市、新庄村、勝央町、久米南町、美咲町、吉備中央町	5市4町 1村
震度5弱	鏡野町、奈義町、西粟倉村	2町1村

イ) 震度分布図

南海トラフ巨大地震による震度分布図【岡山県想定（2025年度）】 総社市

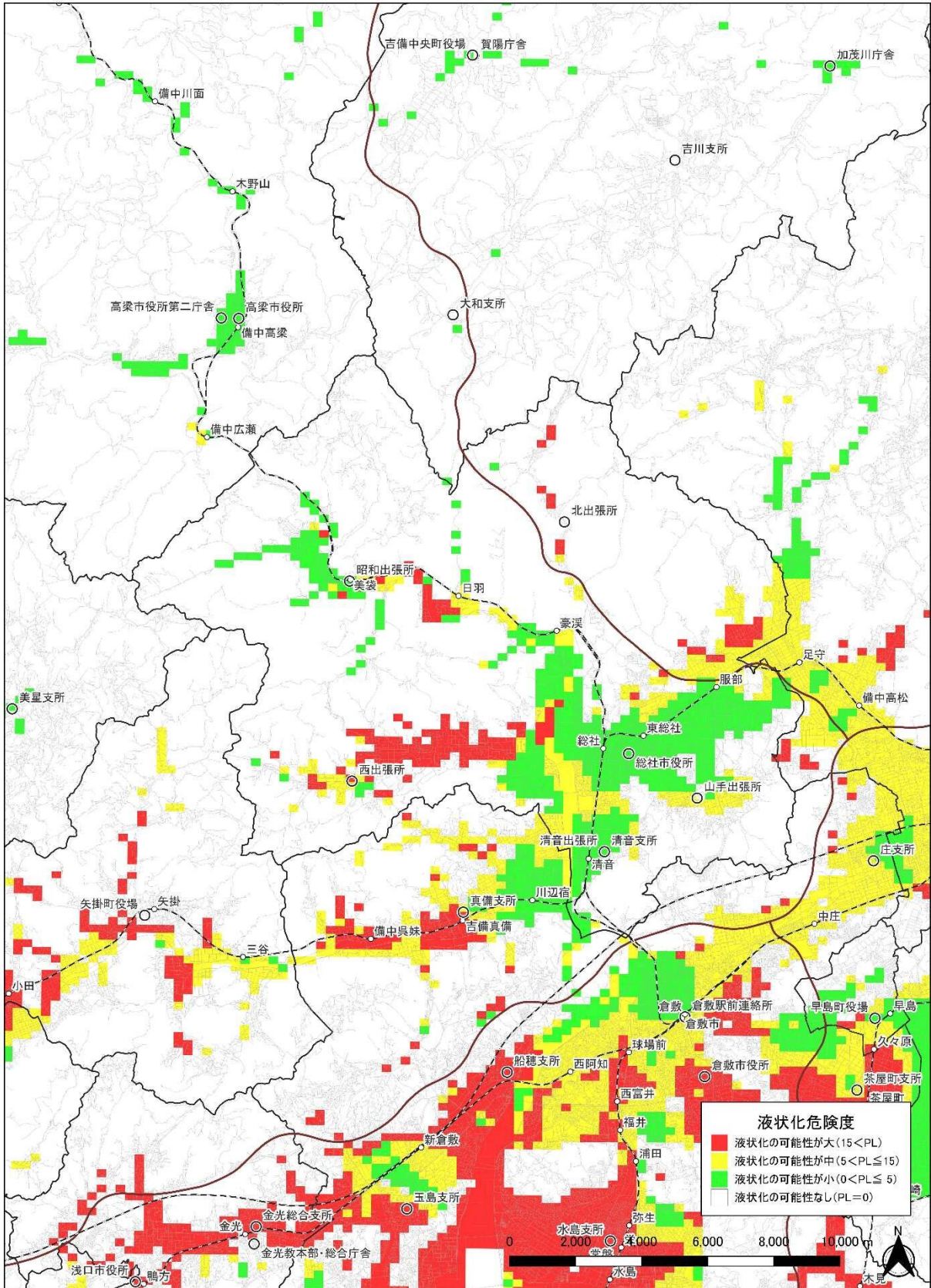


岡山県危機管理課 令和8年2月作成
 この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の国土基本情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 7JHs 459）
 また、国土交通省の国土数値情報（行政区域、鉄道データ、高速道路時系列データ）を使用した。

1:100,000

ウ) 液状化危険度分布図

南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図【岡山県想定（2025年度）】 総社市



岡山県危機管理課 令和8年2月作成
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の国土基本情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 7Jhs 459）
また、国土交通省の国土数値情報（行政区域、鉄道データ、高速道路時系列データ）を使用した。

エ) 想定される被害の状況

※津波は、地震動により堤防等が機能しなくなる場合

(ア) 建物被害 (冬・夕方に発生した場合)

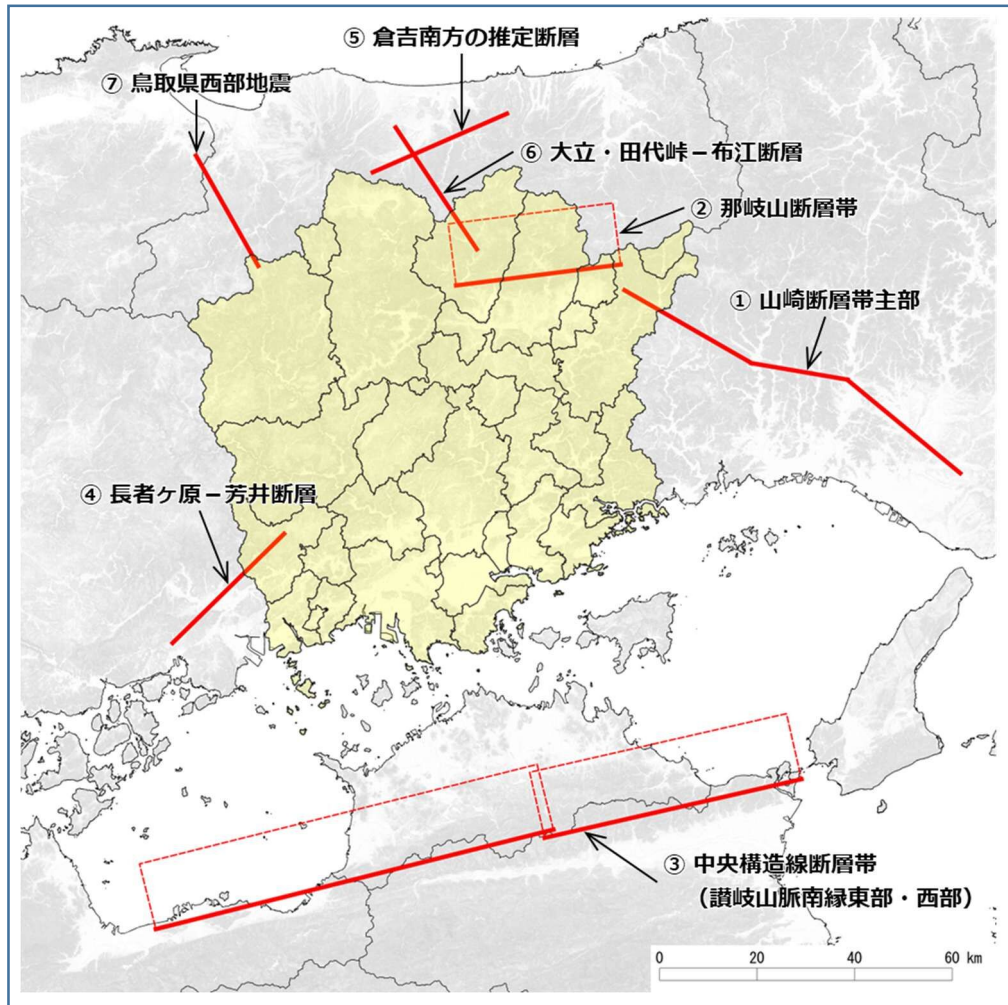
項目	全壊・焼失棟数	
	総社市	県想定
揺れによる全壊	19	3,240
液状化による全壊	45	2,644
急傾斜地崩壊による全壊	7	172
津波による全壊	0	9,470
地震火災による焼失	5	6,216
合計(棟)	76	21,742

(イ) 人的被害 (総社市：正月・夕方、岡山県：冬・深夜に発生した場合)

項目	死者数	
	総社市	県想定
建物倒壊によるもの	1	177
急傾斜地崩壊によるもの	1	16
津波によるもの	0	3,585
地震火災によるもの	0	0
屋外落下物等によるもの	1	0
合計(人)	3	3,778

(2) 断層型地震

ア) 各断層の位置



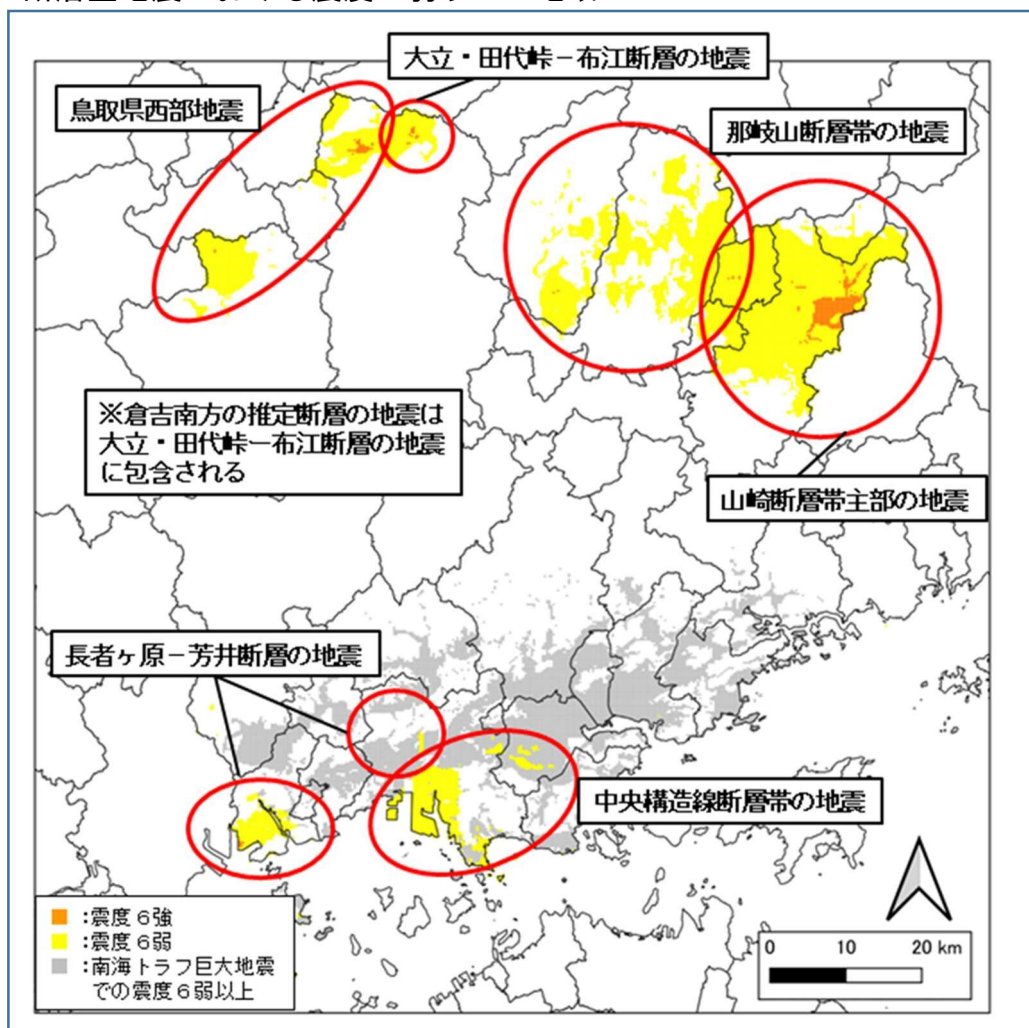
イ) 各断層型地震の概要

断層名	①山崎断層帯主部	②那岐山断層帯	③中央構造線断層帯	④長者ヶ原-芳井断層	⑤倉吉南方の推定断層	⑥大立・田代峠-布江断層	⑦鳥取県西部地震
マグニチュード	8.0	7.3	8.3	7.3	7.3	7.3	7.3
発生確率	0.1~1%	0.06~0.1%	1%以下	不明	推計なし	推計なし	推計なし
県内最大震度	6強	6強	6弱	6強	6弱	6強	6強
震度6弱以上の市町村 (太字は震度6強)	岡山市 津山市 備前市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村	津山市 鏡野町 勝央町 奈義町	岡山市 倉敷市 玉野市 笠岡市	倉敷市 笠岡市 井原市	真庭市	真庭市	新見市 真庭市 新庄村

※マグニチュードは地震の規模を表し、被害想定に用いたもの。

※発生確率は今後30年間に地震が発生する確率（地震調査推進研究本部）

ウ) 断層型地震における震度6弱以上の地域



エ) 想定される被害の状況

岡山県内の被害想定（総社市内の被害は全て無です）

断層名	最大震度	建物全壊 (棟)	死者数 (人)
山崎断層帯	6強(5弱)	849	23
那岐山断層帯	6強(4)	96	5
中央構造線断層帯	6弱(5弱)	1,560	19
長者ヶ原-芳井断層	6強(5弱)	872	6
倉吉南方の推定断層	6弱(3以下)	3	0
大立断層・田代峠-布江断層	6強(4)	33	2
鳥取県西部地震	6強(4)	62	3

※最大震度（ ）内は、総社市の最大震度を表す。

※被害想定は、4種類の季節・時間帯で被害が最大となるケースを表示する。

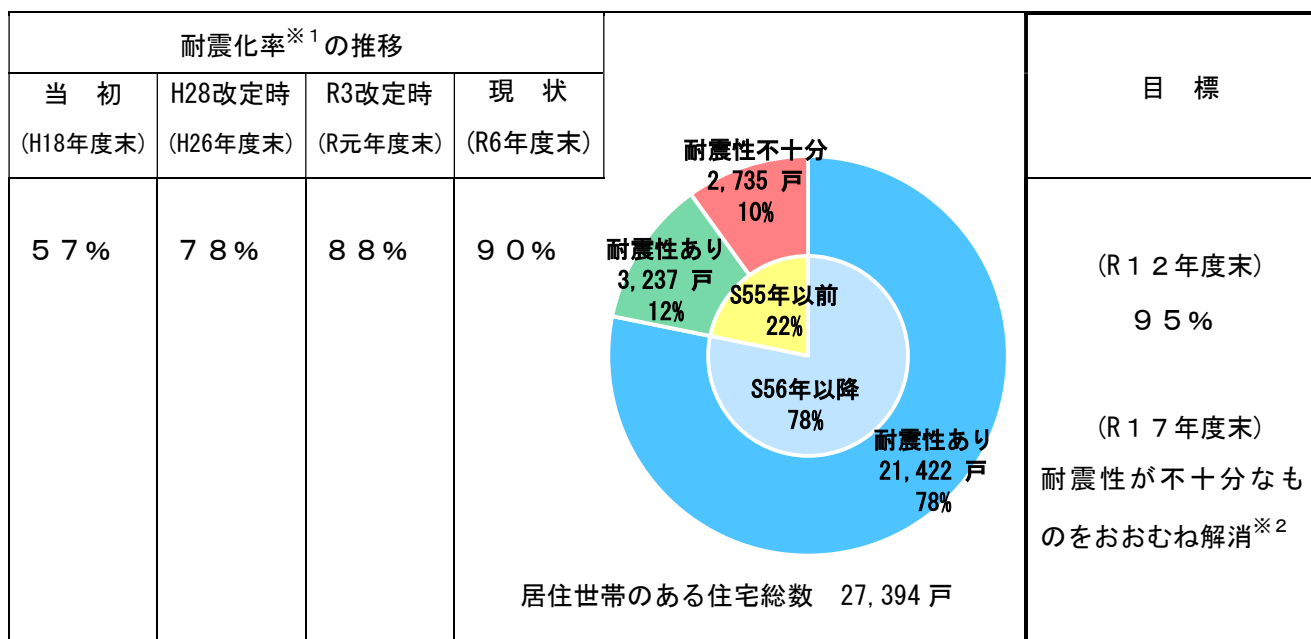
（建物全壊は冬・夕方、死者数は冬・深夜又は正月・夕方）

※建物全壊、死者数は、揺れ、液状化、火災等の合計値を表す。

2 耐震化の現状と目標

(1) 住宅

令和6年の住宅総数※は27,394戸、うち「耐震性を満たす住宅」は24,659戸（約90%）、「耐震性が不十分な住宅」は2,735戸（約10%）と推計されます。



※1 耐震化率：総務省住宅・土地統計調査の結果を基に国の推計手法により算出

※2 おおむね解消：100%に近い状態

(2) 耐震診断義務付け対象建築物

区分		現状※ ¹ (令和6年度末)	目標 (令和12年度末)
要緊急安全確認大規模建築物		80% (4棟/5棟)	耐震性が不十分なものをおおむね解消※ ²
要安全確認計画 記載建築物	防災拠点施設 (県指定)	— (指定なし)	— (指定なし)
	緊急輸送道路沿道建築物 (県・市協調指定)	— (指定なし)	— (指定なし)

※1 耐震性不足の解消状況：「耐震性不足が解消した棟数」/「耐震診断を義務付けた棟数」

耐震性不足が解消した棟数（以下の合計）

・耐震診断の結果、耐震性ありとされた棟数

・耐震診断の結果、耐震性不足とされ、耐震改修、除却・建替等により解消された棟数

※2 おおむね解消：100%に近い状態

(3) 特定建築物※¹

特定建築物のうち、公共施設の令和7年4月末における耐震化率は、これまでの耐震化の進捗により、100%となっています。

また、特定建築物のうち、民間建築物については、耐震性が不十分なものが一定数存在することから、これらの建築物について、耐震化の状況把握を継続して行うとともに、引き続き、耐震診断及び耐震改修についての普及啓発、必要な指導・助言を実施します。

※1 特定建築物：別紙1参照

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 基本的な取組方針

(1) 耐震化に対する役割

建築物の所有者は、地震防災対策を自らの問題として、また、地域の問題として捉え、主体的に取り組むことが何よりも重要であり、目標達成のための前提となります。

市は、このような建築物の所有者等の取組を支援する観点から、耐震診断及び耐震改修に伴う所有者等の負担軽減のための制度の構築を促進します。

また、耐震化を行いやすい環境の整備など必要な施策を講じることや所有する公共建築物の耐震化の取組みを促進することとします。

(2) 耐震化緊急促進アクションプログラム

国の助成制度である社会資本整備総合交付金において、「住宅の耐震化のための計画の策定及び耐震改修又は建替えを総合的に行う事業（総合的支援メニュー）」を活用する条件として、「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定することとされています。市は、策定した「総社市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」※¹に基づき戸別訪問や文書郵送等により耐震診断未実施の住宅所有者に対して耐震化を促す取組や、耐震診断を支援した住宅に対して耐震改修を促す取組等、耐震化を緊急的に促進する取組を行います。

※1 総社市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム：別紙3参照

2 助成制度等の支援策の概要

広く市民に対して建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について周知・徹底を図るため、普及啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度、国の税制（耐震改修促進税制等）、融資制度等を活用しながら、建築物の耐震化の促進を図ります。

(1) 補助制度の概要

（令和7年度の事業概要であり、今後変更する場合があります。）

項目	対象 〔平成12年5月31日以前に 着工されたものに限る〕	補助 (下記費用の一部)
木造住宅の耐震診断	旧耐震基準※ ¹ で建てられた2階建て以下の木造住宅	耐震診断（補強計画）
戸建て住宅・建築物の耐震診断	上記の木造住宅以外の戸建て住宅・建築物	耐震診断（補強計画）
木造住宅の耐震改修等	上記の耐震診断（補強計画）の結果、耐震性のない2階建て以下の戸建て住宅	全体耐震改修工事 部分耐震改修工事 耐震シェルター設置工事 防災ベッド設置工事

※1 旧耐震基準：昭和56年5月31日以前の建築基準法の基準

(2) 税制の特別措置の概要

耐震改修促進税制として、所得税額の特別控除、固定資産税の減額措置があります。また、住宅ローン減税による所得税の減額措置があります。

国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000043.html

国税庁HP <https://www.nta.go.jp>

(3) 融資制度の概要

一定の条件を満たす場合、耐震改修工事にかかる費用について、住宅金融支援機構と提携している金融機関による融資が受けられます。

耐震改修の融資は、個人向け、マンション管理組合向け、事業者向けがあります。特に、個人住宅の高齢者向け（満60歳以上）の融資では、返済特例として、毎月の支払いを利息のみ（条件によっては、無利子化又は低利子化も可能）とし、利用者の死亡時に一括返済又は担保物件の売却によって元金を返済する制度（リバースモーゲージ型住宅ローン）があります。

住宅金融支援機構HP <https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/reform/index.html>

3 耐震改修の実施を促すための環境整備

(1) 専門技術者の養成・紹介体制の整備

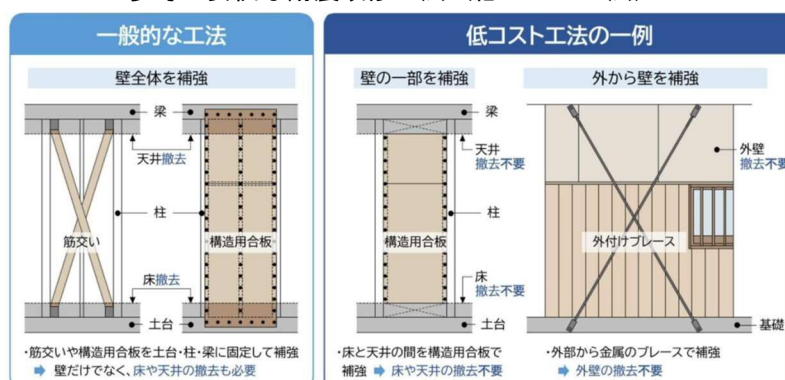
岡山県では、これまで建築士を対象とした講習会を開催し、「木造住宅耐震診断員」の養成を行うとともに、診断員の登録を進め、その状況がわかるホームページを整備し公表しています。また、一定の調査精度を確保することや報告書の内容を統一できるよう「岡山県木造住宅耐震診断マニュアル」を作成しています。

市では、市内の建築士などが講習会に参加し、耐震診断・耐震改修に必要な技術の向上が図れるようにします。また、建築物の所有者等が耐震診断を安心して実施できるよう、診断員の登録状況の情報提供等を行います。

(2) 講習会等による普及啓発

岡山県、(一社)岡山県建築士会、(一社)岡山県建築士事務所協会及び(一社)日本建築構造技術者協会中国支部岡山地区等の県内建築関係団体等と連携し、予想される南海トラフ等の海溝型地震や断層型地震の規模・被害想定、住宅の耐震化の必要性、重要性に加えて、近年普及している安価な耐震改修工法について、専門家や技術者はもとより、一般の方にもわかりやすく説明する各種講習会の開催し、耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発を図ります。

参考：安価な耐震改修工法（低コスト工法）



4 地震時の総合的な安全対策に関する事項

(1) 木造住宅の地震からのリスクを低減するための方策

大地震に対する安全性を確保するためには、耐震改修等により耐震基準を満たす住宅に住むことが最も重要です。

一方で、所有者の資力等の要因により、住宅全体の耐震改修が困難な場合には、部分的な耐震改修、耐震シェルターや防災ベッドといった、居住者の命を守る観点からリスクを低減し、人命の安全確保につながる可能性のある暫定的・緊急的な方策も有効であり、こうした効果的な取組について、一層の普及啓発を図ります。

(2) 建築物の耐震化に加えて行うべき事前の対策

平成17年3月の福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖地震、更に平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震及び平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震の被害の状況から、ブロック塀の安全対策、ガラスの破損や天井の落下防止対策等の必要性が指摘されています。このため市では、ブロック塀等の危険性について市民に周知するとともに、改善指導等を行います。

ア) ブロック塀等の倒壊防止

地震時にブロック塀等が倒壊すれば、死傷者の発生や、避難路を塞ぐことにより避難・救援活動への支障を引き起こすこととなります。また、平成31年1月に改正耐震改修促進法施行令が施行され、都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された耐震関係規定に適合しない法第7条第二号（令第4条第二号）のブロック塀等は、所管行政庁が定めた期限までに耐震診断結果を報告することが義務付けられ、その結果を所管行政庁が公表することとされました。このため、「5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項」に位置付け、市ではこれらのブロック塀等の耐震化を促進し、また、これら以外のブロック塀等についても、倒壊の危険性や対策の必要性を市民に周知するとともに、補強方法等の普及徹底を図り、必要に応じて改善指導を行います。

イ) 窓ガラスや屋外看板等の落下防止

窓ガラスの破損や、屋外看板、外壁等の落下があれば、死傷者の発生や、がれきによる避難・救援活動への支障が引き起こされることとなります。このため、窓ガラス等の破損や落下の危険性を市民に周知するとともに、施工状況の点検の実施、ガラス留め材の改善、屋外看板や外壁材の補強・落下防止等に関する普及徹底を図り、必要に応じて改善指導を行います。

ウ) 天井等の非構造部材の安全確保

東日本大震災において、大規模空間を有する建築物の天井が脱落する被害が多数生じたことを受けて、建築基準法施行令等の改正等が行われ、新築等を行う建築物における特定天井^{※1}について、脱落防止対策に係る新たな技術基準（平成26年4月1日施行）が適用されることとなりました。

また、建築物の定期調査報告に係る調査内容も併せて見直されたことから、定期調査報告等を活用して特定天井の状況把握に努め、改善が必要な建築物の所有者・管理者に対し、天井の脱落防止対策の改善指導を行います。

※1 天井高さが6mを超え、かつ天井の水平投影面積が200㎡を超える吊り天井等

エ) エレベーター及びエスカレーターの安全対策

平成21年9月に施行の建築基準法施行令等の改正により、新設エレベーターについては、戸開走行保護装置の設置や地震時等管制運転装置の設置が義務化され、既設エレベーターについても改修が求められています。そのためエレベーター内への閉じ込めを防止するために、建築物の所有者等及び利用者に既設エレベーターの改修や地震対策、管制運転・安全装置等の整備や改良の必要性について普及徹底を図り、必要に応じて改善指導を行います。

また、東日本大震災においてエレベーターの釣合おもりやエスカレーターが落下する事案が複数確認されたことから、平成26年4月施行の建築基準法施行令等の改正等に伴いエレベーター及びエスカレーターの脱落防止対策が明確に示されたことにより、既設エレベーター等についても必要に応じて改善指導を行います。

オ) 家具の転倒防止

家具の転倒は、それによる人の負傷に加え、避難や救助活動への支障を引き起こすこととなります。このため、身近な住宅内部での地震対策として家具の転倒防止を市民に呼びかけるとともに、家具の固定方法の普及徹底を図ります。

カ) 給湯器の転倒防止

東日本大震災及び熊本地震において、住宅に設置されていた電気給湯器がアンカーボルトの緊結が不十分等の原因で転倒する被害が多数発生しました。建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定めた告示により、電気給湯器だけではなく、ガス、石油も含めたすべての給湯設備について転倒防止措置の基準が明確化されました。

これらの状況を踏まえ、建築物における給湯設備の転倒防止対策やそれらに付随する配管等の落下防止対策に関する周知を図ります。

(3) 地震発生後の対応

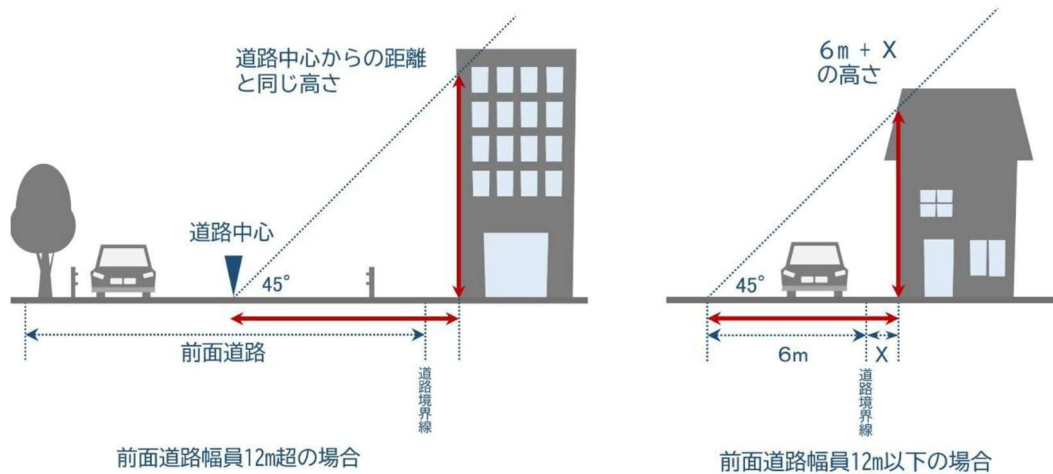
地震により建築物・宅地が被害を受け、被災建築物・被災宅地の応急危険度判定が必要となった場合は、被災建築物・被災宅地の判定実施本部等を設置するなどの必要な措置を講じます。

5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

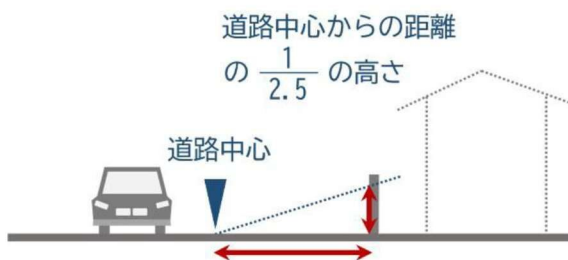
耐震改修促進法では、建築物が地震によって倒壊した場合に、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難が困難になることを防止するため、一定の高さ以上の沿道建築物並びに一定の高さ及び長さのブロック塀等（耐震関係規定に適合しない建築物に限る。）について、耐震診断を行わせ、耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合には、当該建築物の敷地に接する道路に関する事項について、法第5条第3項第2号、第3号により都道府県耐震改修促進計画に、また、法第6条第3項第1号、第2号により市町村耐震改修促進計画に記載することができると規定されています。

市では、地域防災計画（地震災害対策編）に、災害時の緊急支援物資の輸送・救急・消防活動等緊急活動の迅速かつ円滑な実施を確保するため、関係機関と協議の上、応急活動を支える路線を選定し、緊急輸送道路ネットワークとして位置づけることを定めています。緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、道路の耐震性が確保されているとともに、地震時にネットワークとして機能するものとして定められていることから、この路線を法第6条第3項第1号、第2号の規定に基づき、今後、次の考え方により指定していくこととします。

対象となる沿道建築物



対象となるブロック塀等(建築物に付属するもの)



〔 高さ80cm超 かつ 長さ25m超
S56年5月以前の旧耐震基準で築造されたもの 〕

(1) 耐震診断を義務付ける緊急輸送道路（法第6条第3項第1号）

（要安全確認計画記載建築物：緊急輸送道路沿道建築物及び沿道ブロック塀等）

緊急輸送道路のうち、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路の沿道建築物及び沿道ブロック塀等を対象に、耐震診断の実施と報告を義務付けることとし、耐震診断を義務付ける緊急輸送道路やその報告期限は、別途定めます。

(2) その他の緊急輸送道路（法第6条第3項第2号）

耐震診断を義務付ける道路以外の緊急輸送道路を耐震化努力義務路線^{※1}として指定することとし、その路線は、別途定めます。

指定を受けた当該路線の一定の高さ以上の沿道建築物及び沿道ブロック塀等（耐震関係規定に適合していないものに限る。）の所有者は、耐震診断を行い、その結果に応じて耐震改修を行うよう努めることが求められます。

※1 耐震化努力義務路線：別紙4参照

6 地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項

（要安全確認計画記載建築物：防災拠点建築物）

耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づき岡山県が定める大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な建築物は、地震時における応急対策活動の中心となる施設や避難所となる施設等（既存耐震不適格建築物であって耐震不明建築物であるものに限る。）です。

岡山県は、これらの建築物に耐震診断の実施と報告を義務付けることとし、その対象となる建築物と報告期限は、別途定めています。

7 地震に伴う崖崩れ等による建築物被害の軽減対策に関する事項

地震に伴う崖崩れや大規模盛土造成地の崩壊等による建築物の被害軽減のため、がけ地近接等危険住宅移転事業による危険住宅の移転の促進を図るとともに、宅地耐震化推進事業等による盛土等の安全対策を進めます。

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

災害発生に対しては、「自らの身は自ら守る」との基本理念と正しい防災知識を市民一人ひとりが持ち、平素から災害に対する備えを心がけることが重要です。

市では、防災知識の普及にあたっては被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するように努めます。さらに、自ら守るとともに、お互い助けあうことの大切さについても啓発していきます。また、建築物の地震に対する安全性の向上について、正しい理解と知識の普及をすすめるため、必要な取組や啓発事業を積極的に推進します。

1 家庭・地域への普及対策

- ア) 地域住民の適切な避難や防災活動等に資する防災マップ、地震時の行動マニュアル等を作成してその普及を図ります。
- イ) 避難に適切な場所、避難路を指定するとともに、わかりやすい図記号を利用した案内板等を設置するなど日頃から周知しておくものとします。
- ウ) 自立型、災害回避型ライフスタイルの普及を通じて、隣人等に対する救助意識や相互支援について指導します。
- エ) 地域における防災活動を促進するため、自主防災組織の結成の促進及び活動の促進、消防団についても青年層、女性層の団員への参加促進等により、その活性化に努めます。
- オ) 防災意識の啓発は家族単位から始め、自治会、町内会等を通じて災害対応についての地域連帯感を高めます。
- カ) 防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図ります。
 - ・住宅の耐震化・短期的な食料の確保・初期救助
 - ・非常持出品・家庭での予防安全対策・避難方法
 - ・避難場所の心得・消防水利設置場所の周知・消火方法

2 地震ハザードマップの作成・公表

市は、市民の家屋の耐震化をはじめとする地震への備えや防災活動への取り組みを促進するため、想定地震に対する地表の最大震度を表示した「揺れやすさマップ」を活用し、市の地震に対する災害特性を反映した「地震ハザードマップ」を平成19年度に作成し、ホームページで公表しています。

3 相談体制の整備及び情報提供の充実

市では、耐震診断等事業費補助金の申込みや各種補助事業の申請のほか、市民からの建築相談に窓口及び電話で応じています。

また、市のホームページを通じて、最新の情報を提供するよう努めます。

4 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会等の開催

市役所等に国や県及び本市が作成した住宅の耐震診断、住宅の耐震改修事例、家具の転倒防止策などについてわかりやすく解説したパンフレット等を常備し、市民に配布するとともに、パンフレット等を活用し地震に対する安全性の向上に関する啓発、及び知識の普及を図ります。

また、県や関係団体と連携し、耐震診断及び耐震改修に関するセミナー・講習会、耐震シェルターや防災ベッドの展示会を通じて耐震改修の有効性、耐震診断及び耐震改修、地震から命を守る方策の普及啓発を行います。

5 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

リフォームや増改築は、耐震改修を実施する好機であり、これらの工事と併せて耐震改修を行うことは、別々に工事を行うよりも、費用負担、工期の面でより効果的です。このため、リフォームにあわせて耐震改修工事が行われるよう、一体的に行った場合のメリットや方法について情報提供等を行い建築物の所有者やリフォーム業者に普及啓発を行います。

6 耐震性能の高い建築物の整備促進、地震保険の普及啓発

(1) 耐震性能の高い建築物の整備促進

新たに建築される建築物については、現行の耐震基準に従って適切に建築されるよう、建築基準法に基づく中間検査や完了検査を徹底します。また、住宅性能表示制度の活用等により、より高い耐震性能の住宅が建築されるよう普及啓発に努めます。

防災拠点等となる公共建築物の整備にあたっては、「災害に強い官公庁施設づくりガイドライン」及び「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」の活用により耐震安全性を高め、防災機能の確保を図るとともに、公共性の高い一般建築物についても、必要に応じこれらのガイドラインが活用されるよう普及啓発に努めます。

(2) 地震保険の活用

万一の地震に備えて、地震により建築物が倒壊や損壊した場合に一定額の補償が得られる地震保険に加入していれば、その再建が円滑に進むことが期待できます。パンフレットの配布等により地震保険の普及啓発に努めます。

7 耐震化のさらなる促進に向けた対応

(1) 全ての建築物の耐震化の促進

平成25年の耐震改修促進法の改正により、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない住宅や小規模建築物を含む全ての建築物の所有者に対して、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務が課されました。

ア) 新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法^{※1}の普及

平成12年6月1日施行の建築基準法の改正により、木造住宅の接合部の仕様等が明確化され、これに適合して建築されたものは、地震による倒壊・崩壊のおそれが低いとされています。このことから、昭和56年6月1日の新耐震

基準導入以降、平成12年5月31日までに建築された木造住宅について、リフォーム等の機会をとらえた耐震性能検証の実施に努めるよう、所有者等への普及啓発に努めます。

※1 耐震性能検証法：在来軸組構法による木造住宅のうち平屋建て又は2階建てのものを対象とした、必要壁量が強化された新耐震基準に適合していることを前提に行う効率的な耐震診断方法です。

イ) 幅広い普及啓発

現在、建築物を所有している市民のみならず、市内の建築物を所有する可能性のある移住希望者に対しても情報を届けるよう、講習会やパンフレット、動画等に加えて、市が様々な情報を発信しているSNS等を活用し普及啓発に努めます。

ウ) 指定・登録文化財等の歴史的建築物の耐震化の取組み

指定・登録文化財等の歴史的建築物は、地震時において人的安全性の確保と文化的価値の保存がなされる必要があります。このため、耐震診断、また、歴史的建築物の特性に応じた耐震補強の実施が重要であり、文化庁の指針に即した耐震性能を確保する取組みを促します。

(2) 耐震診断の実施が義務付けられた建築物の耐震化の促進

平成25年の耐震改修促進法の改正により、要緊急安全確認大規模建築物と要安全確認計画記載建築物の所有者には、耐震診断を行い、その結果を報告する義務が課され、報告された耐震診断の結果については、所管行政庁が公表することとされました。

市では、これらの建築物の耐震化を促進するため、建築物の所有者に耐震改修促進法の内容を周知するとともに、耐震診断や耐震改修の補助制度及び耐震改修の必要性等の普及啓発を行います。

第4章 耐震改修促進法及び建築基準法による指導、勧告等の実施

1 耐震改修促進法に基づく指導等の実施

(1) 耐震診断義務付け対象建築物

市は、要緊急安全確認大規模建築物については耐震診断の結果の取りまとめを行なった後に公表していますが、要安全確認計画記載建築物についても同様に、所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図ります。

また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、耐震改修促進法第8条第1項の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨をホームページ等で公表します。

市は、報告を受けた耐震診断の結果について、取りまとめた上でホームページ等で公表します。当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行います。

また、報告された耐震診断の結果を踏まえ、建築物の所有者に対して、指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨をホームページ等で公表します。

(2) 指示対象建築物

市は、耐震改修促進法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）の所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨をホームページ等で公表します。

(3) 指導・助言対象建築物

市は、耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）及び法第16条第1項に規定する既存耐震不適格建築物（以下「指導・助言対象建築物」という。）の所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を実施します。

2 建築基準法に基づく指導、助言、勧告又は命令の実施

市は、耐震改修促進法の規定に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、次の措置を行います。

ア) 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物

建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令

イ) 損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば保安上危険若しくは著しく保安上危険となるおそれがある建築物

建築基準法第9条の4の規定に基づく指導、助言又は同法第10条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令

3 耐震改修促進法に基づく計画の認定等の実施

市は、耐震改修促進法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、建築物の所有者に周知し、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めます。

(1) 計画の認定（耐震改修促進法第17条第3項）

耐震改修を行おうとする建築物の所有者は、その耐震改修の計画について、所管行政庁に対し、計画の認定を申請することができます。所管行政庁は、その耐震改修計画の内容が、耐震改修促進法の基準に適合している場合は、その耐震改修の計画を認定します。

認定を受けた建築物は、建築基準法の規定の特例を受けることができます。

(受けることができる建築基準法の規定の特例)

- ・ 既存不適格建築物の制限の特例
- ・ 耐火建築物の制限の特例
- ・ 容積率の制限の特例
- ・ 建ぺい率の制限の特例
- ・ 建築確認申請の特例

(2) 建築物の地震に対する安全性に係る認定（耐震改修促進法第22条第2項）

建築物の所有者は、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができます。

認定された場合は、当該建築物や広告、契約に係る書類、宣伝用物品などに認定を受けている旨の表示ができることになり、建築物の利用者が、容易に当該建築物の耐震性の有無を確認することができます。

新耐震基準・旧耐震基準の別、用途、規模を問わず、全ての建築物が認定申請の対象となっています。

※右は認定プレートの例
（掲示は建築物の所有者の任意となっています。）



第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 計画推進のための体制

市では、岡山県建築物耐震対策連絡会議を通して、建築物の耐震診断及び耐震改修の普及啓発に係わる協力、情報交換を行い、本計画の着実な推進を図ります。

2 関係団体との連携

耐震診断及び耐震改修の促進へ向けて、(一社)岡山県建築士会、(一社)岡山県建築士事務所協会、(一社)日本建築構造技術者協会中国支部、県内建築関係団体や岡山県住宅リフォーム推進協議会等の各種協議会、NPO、町内会、自主防災組織等と協力・連携して耐震診断及び耐震改修の促進をするとともに、連携体制の維持・発展に努めます。

3 その他

- ア) 市は、耐震化の進捗状況、事業の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、本計画に定めた耐震化の目標等について検証を行います。
- イ) 本計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定めます。

	用途	指導・助言対象	指示対象	耐震診断義務付け対象	
		特定既存耐震不適格建築物 (法第15条第1項)	特定既存耐震不適格建築物 (法第15条第2項)	要緊急安全確認大規模建築物 (附則第3条) 要安全確認計画記載建築物 (法第5・6・7条)	
多数の者が利用する建築物	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	要緊急安全確認大規模建築物 階数2以上かつ3,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む - 階数1以上かつ5,000㎡以上 階数3以上かつ5,000㎡以上 - 階数3以上かつ5,000㎡以上 - 階数2以上かつ5,000㎡以上 階数2以上かつ1,500㎡以上 階数3以上かつ5,000㎡以上 - 階数3以上かつ5,000㎡以上 階数2以上かつ5,000㎡以上 階数2以上かつ500㎡以上 階数2以上かつ750㎡以上 階数3以上かつ5,000㎡以上 - 階数3以上かつ5,000㎡以上 階数1以上かつ5,000㎡以上 耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物 耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物 耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物 耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物 (道路幅員が12m以下の場合は6m超)
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	-	
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	
	病院、診療所				
	劇場、観覧場、映画館、演芸場				
	集会場、公会堂				
	展示場				
	卸売市場				
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
	ホテル、旅館				
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
	事務所				
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上	
	博物館、美術館、図書館				
	遊技場				
	公衆浴場				
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗					
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）					
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設					
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物					
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量（別表）以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数1以上かつ500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物		
避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）		

※ 本計画において、耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物と用途・規模要件が同じである全ての建築物を「特定建築物」という。
 ※ 上表のほか、住宅や小規模建築物等全ての既存耐震不適格建築物が指導・助言対象である。（法第16条）

(別表)

法	政令第7条第2項	危険物の種類	数量	
第14条第2号	第1号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
			銃用雷管	500万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
			石油類	危険物の規制に関する政令別表第3の種別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
			消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く）	
第3号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性個体類	30トン		
第4号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20立方メートル		
第5号	マッチ	300マッチトン(※)		
第6号	可燃性ガス（第7号、第8号に掲げるものを除く）	2万立方メートル		
第7号	圧縮ガス	20万立方メートル		
第8号	液化ガス	2,000トン		
第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る）	20トン		
第10号	僕物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	200トン		

(※) マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で、7,200個、約120kg。

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準

○構造体の耐震安全性の目標

分類	耐震安全性の目標	対象施設
I類	大規模地震(極めて稀に発生する地震動)後、構造体の補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	○災害対策基本法の「指定行政機関」及び「指定地方行政機関」のうち二以上の都府県及び道を管轄区域とするものが使用する官庁施設 等 【指定行政機関:内閣府、警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省 等】 【指定地方行政機関等:管区警察局、地方厚生局、地方農政局、地方整備局 等】
II類	大規模地震後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	○災害対策基本法の「指定地方行政機関」が使用する官庁施設(I類に属するものを除く) 等 【指定地方行政機関等:沖縄総合事務局、警察機動隊、海上保安部 等】
III類 (建築基準法相当)	大規模地震により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	○その他の官庁施設 【地方検察庁、法務局、税務署、労働基準監督署、公共職業安定所 等】

災害応急対策活動拠点

※危険物を貯蔵する室を有する官庁施設、病院であって災害時に拠点として機能する官庁施設等

1. 耐力の割り増し

- 1) 建築物に要求される機能に応じて、**重要度係数(I)**を設定。
- 2) 構造体の**保有水平耐力(Q_u)**は、**必要保有水平耐力(Q_{un})に重要度係数(I)を考慮した値以上**であることを確認。

	I類	II類	III類
重要度係数(I)	1.5	1.25	1.0
目標とする状態	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できること	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できること	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないこと

・建築物に要求される機能に応じて、目的を明確化した上で、免震構造や制振構造の適用を検討する。
・時刻歴応答解析等により、構造体の安全性を検討する場合は、上記によらず、建築物の変形や塑性化の程度に対する目標値を定めて設計してよい。

2. 大地震動時の変形の制限

構造体、建築非構造部材及び建築設備の損傷の軽減を図るため、構造体の大地震動時の**層間変形角は、原則として、制限値以下**とする。

	RC造、SRC造	S造
層間変形角の制限値	1/200	1/100

・構造体の耐力とのバランスを考慮しつつ、層間変形角並びに建築非構造部材及び建築設備の変形追従性を総合的に検討する。

【詳細は国土交通省のHPを参照】
官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(第2編第2章):
<https://www.mlit.go.jp/common/001157883.pdf>
建築構造設計基準:
<https://www.mlit.go.jp/common/001396989.pdf>
建築構造設計基準の資料:
<https://www.mlit.go.jp/common/001396995.pdf>

○建築非構造部材の耐震安全性の目標

分類	耐震安全性の目標	対象施設
A類の外部及び特定室	大規模地震後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理の上で、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	○災害応急対策活動拠点
B類及びA類の一般室	大規模地震により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。	○その他の官庁施設

○建築設備の耐震安全性の目標

分類	耐震安全性の目標	対象施設
甲類	大規模地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。	○災害応急対策活動拠点
乙類	大規模地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。	○その他の官庁施設

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に係る【岡山県の適用方針】

防災拠点となる公共建築物は、以下の適用を基本として、大規模地震後に機能継続が可能な耐震安全性を確保する。

対象施設	分類
災害応急対策活動拠点、避難所等 (県・市町村の地域防災計画等で定めるもの)	○構造体(耐力の割り増し) II類 以上
例) 県・市町村の庁舎、警察本部、警察署、公立の学校、病院、体育館、公民館、各種センター、消防署 等	○建築非構造部材 A類 ○建築設備 甲類(災害応急対策活動拠点) 乙類(避難所)

※適用にあたっては、整備する施設の位置、規模、構造、また、想定最大震度等の状況や、被災後に補修を要する可能性を容認するか否か等、個別施設の実情に応じ総合的に判断する。

※上記のうち、自治体における災害応急対策活動上代替性のない、特に中心的な施設については、I類の適用の必要性を検討することが望ましい。

※学校教育施設等において別に定めがある場合には、その基準による。

総社市住宅耐震化促進アクションプログラム

1. 目的

本市では、令和8年3月に総社市耐震改修促進計画を改定し、令和12年度における住宅の耐震化率の目標値を95%としました。この目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要です。

このため、総社市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とします。

2. 位置づけ

アクションプログラムは、総社市の耐震改修促進計画第2章第1(2)に基づき策定します。

3. 対象区域 総社市全域

4. 取組内容・目標・実績

令和8年度の計画を以下の表に示すものとし、本計画の取組実績について令和9年度に公表し、課題と改善策を検討する。

	令和8年度 取組内容	令和8年度 目標
計 画	【財政的支援】 i) 住宅の耐震診断費に対する一部補助を実施 ii) 木造住宅の耐震改修工事費に対する一部補助を実施 【普及啓発等】 i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 ・耐震診断及び耐震改修補助等に関する案内を固定資産税納税通知書に同封し送付（令和8年度対象地区：久代・山田・新本・奥坂・東阿曾・西阿曾・久米・黒尾・泉・長良・窪木・南溝手・金井戸・福井・刑部・北溝手） ii) <u>耐震診断の実施者に対する耐震化促進</u> ・耐震診断結果報告時におけるリーフレット等の配布・説明等により改修補助制度等の情報提供 ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない所有者に対して電話連絡又はDM送付 iii) 改修事業者の技術力向上 ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を実施（岡山県主催） ・岡山県ホームページで耐震改修事業者リストを公表 iv) 耐震化普及啓発の実施 ・広報誌に耐震診断及び耐震改修補助等の内容を掲載し、耐震改修の必要性を周知 ・防災週間などにあわせてブース展示の実施 ・リーフレットを配布し、補助制度概要等の周知	耐震診断補助：35戸 耐震改修工事補助：3戸
		過去の実績（3年間）
		令和5年度 耐震診断補助：7戸 耐震改修工事補助：1戸
		令和6年度 耐震診断補助：31戸 耐震改修工事補助：1戸 令和7年度 耐震診断補助：23戸 耐震改修工事補助：2戸

総社市建築物耐震改修促進計画における別途定める事項

平成30年6月策定

総社市耐震改修促進計画第2章5地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項(2)その他の緊急輸送道路(法第6条第3項第2号)で別途定めることとしている路線を、次のとおり定めます。

岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画における第1次～第3次緊急輸送道路の全てを、耐震化努力義務道路として指定します。

参考：岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画

岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会により、平成7年の「阪神・淡路大震災」を教訓に、地震等の災害直後から発生する救急活動や緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため策定されたもの